

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	第4次島田市健康増進計画
趣旨	本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」です。個人や家庭、地域、職域、行政、健康づくりに関する関係機関が連携、協働しながら健康づくりを推進するための指針とします。
案のポイント	基本理念は「健康で自分らしく生きることのできるまち」として、これまでの健康づくりに関する取り組みを継続していきます。また、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、生活習慣病の発症予防・重症化予防に加え、介護予防や地域の環境づくりを進め、自然と健康になれるまちづくりの実現に努めます。
論点	健康寿命の延伸と健康格差の縮小、自然に健康になれるまちづくりの実現を目指すため、次の施策を記載します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産前の世代が適正体重を維持する重要性について、ICTの活用など様々な方法での周知</li> <li>・フレイル予防のための低栄養予防や社会参加施策</li> <li>・受動喫煙防止対策・禁煙対策</li> <li>・健康に関心が高くない人も健康づくりに取り組みやすい環境づくり</li> <li>・地域における高齢者の孤独孤立対策</li> </ul>
経緯等	令和4年11月～12月に、乳幼児保護者、幼保育園児保護者、小学生、中学生、高校生及び成人の市民を対象にアンケート調査を実施しました。 庁内関係課の職員で組織する「作業部会」において、情報収集などの作業を行い、その後、庁内関係課長で組織する「策定委員会」において、協議・検討を行いました。 また、市民の代表、健康増進関係団体の代表、健康や食育に関する専門家で組織する「検討委員会」で意見を伺い、計画に反映しています。
スケジュール (予定)	令和5年 8月 第1回検討委員会 令和5年 11月 島田市議会全員協議会 令和5年 12月 1日～令和6年 1月 10日 パブリックコメント募集 令和6年 2月 第2回検討委員会 令和6年 3月 第4次島田市健康増進計画完成
関係法令等	健康増進法

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	第4次島田市食育推進計画
趣旨	本計画は、食育基本法第18条第2項に基づく「食育推進計画」です。個人や家庭、地域、職域、行政などが連携、協働しながら食育を推進するための指針とします。
案のポイント	基本理念は「いきいき食育、地域で支える人の輪、楽しい食卓」として、これまでの食育に関する取り組みを継続していきます。食育の取り組みを家庭や地域に広げ、食育を通じて健全な心身を培い、豊かな人間性を育みながら、楽しくいきいきとした人生を送るための食の推進に努めます。
論点	<p>市民一人ひとりが元気に楽しくいきいきと生活することを目指し、家庭や地域が協力しながら望ましい食習慣を身に着けるとともに、環境に配慮した持続可能な食育の推進のため次の施策を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携した若年層の「やせ」対策</li> <li>・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進</li> <li>・「適塩」や「必要な栄養量」など適正量の摂取のための普及啓発</li> <li>・環境に配慮した持続可能な食育の推進</li> </ul>
経緯等	<p>令和4年11月～12月に、乳幼児保護者、幼保育園児保護者、小学生、中学生、高校生及び成人の市民を対象にアンケート調査を実施しました。</p> <p>庁内関係課の職員で組織する「作業部会」において、情報収集などの作業を行い、その後、庁内関係課長で組織する「策定委員会」において、協議・検討を行いました。</p> <p>また、市民の代表、健康増進関係団体の代表、健康や食育に関する専門家で組織する「検討委員会」で意見を伺い、計画に反映しています。</p>
スケジュール (予定)	<p>令和5年 8月 第1回検討委員会</p> <p>令和5年 11月 島田市議会全員協議会</p> <p>令和5年12月1日～令和6年1月10日 パブリックコメント募集</p> <p>令和6年 2月 第2回検討委員会</p> <p>令和6年 3月 第4次島田市食育推進計画完成</p>
関係法令等	食育基本法

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	第2次島田市自殺対策計画
趣旨	本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」です。国が定めた「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、第4次島田市健康増進計画と整合性を持ち、自殺対策を推進するための指針とします。
案のポイント	基本理念は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として、これまでの自殺対策に関する取り組みを継続していきます。
論点	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、次の施策を記載します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生に対するSOSの出し方教育</li> <li>・自殺対策を支える人材の育成</li> <li>・ジェンダー、性的マイノリティへの理解促進</li> <li>・相談窓口の周知</li> <li>・ヤングケアラーへの支援、子どもの居場所拡充・支援</li> <li>・自殺者、親族等への配慮</li> </ul>
経緯等	令和4年11月～12月に、乳幼児保護者、幼保育園児保護者、小学生、中学生、高校生及び成人の市民を対象にアンケート調査を実施しました。 庁内関係課の職員で組織する「庁内連絡会」において、情報収集などの作業を行い、その後、庁内関係課長で組織する「策定委員会」において、協議・検討を行いました。 また、市民の代表、健康増進関係団体の代表、健康に関する専門家で組織する「検討委員会」及びこころの健康に関する専門家や関係機関の代表で組織する「健康づくり推進協議会こころの健康部会」で意見を伺い、計画に反映しています。
スケジュール (予定)	令和5年 8月 第1回検討委員会 令和5年 8月 第1回こころの健康部会 令和5年 11月 島田市議会全員協議会 令和5年 12月 1日～令和6年 1月 10日 パブリックコメント募集 令和6年 1月 第2回こころの健康部会 令和6年 2月 第2回検討委員会 令和6年 3月 第2次島田市自殺対策計画完成
関係法令等	自殺対策基本法

